
第7回 飯南町議会定例会会議録 (第1日)

令和5年12月5日 (火曜日)

議事日程 (第1号)

令和5年12月5日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 決算審査特別委員会付託事項の報告
認定第1号 令和4年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び
各公営企業会計決算の認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第5 町長提出議案上程
- 日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明
- 日程第7 提案理由の詳細説明 (承認第7号～議案第66号)
- 日程第8 質疑
- 日程第9 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 決算審査特別委員会付託事項の報告
認定第1号 令和4年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び
各公営企業会計決算の認定について
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第5 町長提出議案上程
- 日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明
- 日程第7 提案理由の詳細説明 (承認第7号～議案第66号)
- 日程第8 質疑
- 日程第9 委員会付託

出席議員 (10名)

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、安部誠也議員、7番、景山登美男議員の兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

11月30日、議会運営委員会が開催されております。ここで、議会運営委員会委員長より委員会の報告を求めます。2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員会委員長（伊藤 好晴） 2番。

おはようございます。去る11月30日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議しましたので報告いたします。

会期は、本日から12月15日までの11日間といたします。

日程であります。本日はこのあと、会期の決定、提出議案の上程、町長行政報告及び提案理由の要旨説明、議案に対する質疑を行ったあと、委員会付託を行います。

6日および7日は休会といたします。8日午前9時に本会議を再開し一般質問を行います。

9日、10日は休会とします。11日から14日まで各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

最終日15日は、午前9時に本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行って、閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。

先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は、本日12月5日から15日までの11日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日12月5日から15日までの11日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

9月定例会以降、本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表をお手元に配付しております。

その中で、10月27日に開催された雲南市・飯南町事務組合議会定例会の概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりです。提案された議案全て可決及び認定されております。

また、11月29日に東京で開催されました、第67回町村議長全国大会では、『農業・農村政策の一体的な推進による食料安全保障の確立を求める特別決議』などを採択いたしました。

以上、簡略ですが報告を終わります。なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査及び定期監査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。

そういたしますと、去る11月21日、現金出納検査を執行いたし、その結果を議長あてに提出いたしておりますので、朗読して報告にかえたいと思います。

.....
飯 監 第 1 7 号

令和5年11月21日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和5年10月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

飯南町の令和5年10月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行われ、計数は正確であると認める。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

.....
なお、収支月計報告書については、添付しておりますのでご覧いただきたいと思います。以上で、報告を終わります。

続きまして、定期監査の結果について報告をいたしたいと思っております。

飯 監 第 2 0 号

令和5年11月27日

飯南町議会議長 早樋 徹雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男

飯南町監査委員 安 部 丘

定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施しましたので、同条第9項の規定によりその結果を報告します。

定期監査報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

定期監査

2 監査の実施日時

令和5年10月27日～11月22日の間

3 監査の主眼及び実施方法

飯南町の公有財産、物品等の管理が関係法令飯南町財務規則、その他規定に基づき適正に執行されているかどうかを主眼として関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

また令和4年度から令和5年度に明許繰越、事故繰越をした工事個所の進捗状況について所管課職員から説明聴取を行った。

第2 監査対象の概要と監査結果

公有財産、物品等の管理状況について

1 監査の対象

財産台帳、備品台帳、公用車管理台帳等が関係法令、飯南町財務規則、その他規定

に基づき適正に管理されているかどうかを主眼として関係書類の検査と所管課職員から説明聴取を行った。

2 監査の結果

・財産台帳

台帳は整備されているものの、取得、処分、所管換え等の移動はシステム上の固定資産台帳では修正されているが、財産台帳の調整はなされていない。財産台帳の調整を早急に実施されたい。

公有財産のうち公共施設については、飯南町公共施設等総合管理計画（平成 29 年 3 月、令和 4 年 3 月改定）に基づき、施設の個別方針（令和 4 年 4 月）が定められており、一部実施された個所もあるが具体的な取り組みがなされているとは言い難い。

公共施設の個別方針において、解体・除去、譲渡・売却等の方針が定められている施設については、地元協議等のうえ年次計画を定め早急に具体的な取り組みをされたい。

また普通財産においても町が利用する見込みのないものについては売却・譲渡等を早急に検討されたい。

・公用車管理台帳

総務課において管理を一元化してあり、適正な管理状況となっている。

・備品台帳

備品台帳は課毎に台帳は作成されているが、記載漏れ等が見受けられる。購入した備品には、備品シールを添付し管理することとなっているが、添付されていない備品が多数ある。

備品台帳に記載された備品（ノートパソコン）が、その課に存在しないなどの不適切な事例が見受けられた。

備品台帳の記載方法の徹底と備品の再点検を実施し、その結果を提出されたい。

事故繰越、明許繰越の進捗状況について

1 監査の対象

建設課（事故繰越 21 件、明許繰越 58 件）産業振興課（事故繰越 1 件、明許繰越 8 件）について所管課職員から説明聴取を行った。

2 監査の結果

（建設課）事故繰越 21 件（うち 9 件完了、年内完了見込み 3 件、年度内完了見込み 2 件、未着手 5 件）未着手個所はいずれも 40 万円以下の小災害。

明許繰越 58 件（うち 35 件完了、年度内完了見込み 10 件、未着手 13 件）未着手個所 13 件の総請負金額 1 億 1,400 万円余、請負業者数 6 業者。

(産業振興課) 事故繰越 1 件 (年度内完了見込み)。
明許繰越 8 件 (うち 6 件完了、年度内完了見込み 2 件)

建設課の未着手個所については、発注者、請負事業者の進捗管理が不備であり、早急に対策を講じなければ事故繰越の恐れがある。

進捗管理、現場管理等を頻繁に実施し、早急に現場着手をするべく業者を指導されたい。以上で、定期監査の報告を終わります。

○議長(早樋 徹雄) これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 決算審査特別委員会付託事項の報告

○議長(早樋 徹雄) 日程第 4、決算審査特別委員会付託事項の報告についてを議題といたします。委員長報告及び質疑に対する答弁は、発言席でお願いいたします。

決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

7 番、景山登美男決算審査特別委員会委員長。

○決算審査特別委員会委員長(景山登美男) 議長。

○議長(早樋 徹雄) 7 番、景山委員長。

○決算審査特別委員会委員長(景山登美男)

決算審査報告を行います。

令和 5 年 12 月 5 日

飯南町議会

議長 早樋 徹雄 様

飯南町議会決算審査特別委員会

委員長 景山 登美男

委員会審査報告書

令和 5 年第 7 回飯南町議会定例会において本委員会に付託された「令和 4 年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算」について、審査の結果を報告します。

審査にあたっては、議決された予算が適正、公平かつ効率的に執行されたか、今後改善すべき点はないかなどに主眼を置いて、各会計を担当する課長、職員及び補助金交付団体並びに業務委託団体から事業内容の報告を求めるとともに、現地視察を行い審査を

実施しました。

1. 審査の対象

- ・令和4年度飯南町一般会計歳入歳出決算書及び関係書類
- ・令和4年度飯南町国民健康保険事業外2件の特別会計歳入歳出決算書及び関係書類
- ・令和4年度飯南町病院事業会計、飯南町簡易水道事業会計、飯南町下水道事業会計各決算書及び関係書類

2. 審査期間

令和5年10月16日から11月27日まで、10回にわたり審査いたしました。

3. 審査意見

〔総括〕

令和4年度の一般会計と特別会計を合わせた決算額（病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計を除く）は、歳入が93億9千8百万円、歳出が91億2千9百万円となっている。前年度に比べ歳入は2億2千5百万円（2.3%）、歳出は2億4千5百万円（2.6%）それぞれ減少している。

一般会計では、歳入が85億6千百万円、歳出が83億4百万円で、前年度に比べ歳入は2億5千4百万円（2.9%）、歳出は2億7千3百万円（3.2%）それぞれ減少している。

歳入が減少した主な要因は、地方交付税が前年度を5千万円上回る過去最多の43億1千2百万円となったことや、国庫支出金、減債基金繰入金などが増額となったものの、町債の発行額が前年度に比べ5億2千7百万円減少したことによるものである。

また、歳出の減少は、定住促進住宅整備事業、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業、木質バイオマス推進事業、災害復旧事業、繰上償還などが増額となったものの、災害復旧を優先するため社会資本整備総合交付金事業を抑制したことによるものである。

財政指標の状況は、経常収支比率が96.7%で前年度より4.2ポイント増加、地方債現在高比率が234.2%で前年度より12.3ポイント減少している。

財政健全化法に定める指標のうち、実質公債費比率は9.3%、将来負担比率は44.9%といずれも早期健全化基準を下回ってはいるが、今後も限られた財源のもとで、的確な予算編成、効率的かつ効果的な予算執行に努め、引き続き財政の健全化に取り組まれない。

（町債について）

令和4年度末の町債残高は102億8千5百万円であるが、繰上償還を実施したこと、町債発行額を抑制したことにより、前年度末に比べ6億4千万円減少している。

今後も繰上償還を適切な規模で継続して実施するとともに、計画的な事業執行に努め

られたい。

(不用額について)

一般会計における不用額は、3億1千百万円となっている。予算の早期執行に努めるとともに、不用額が予想される場合は速やかに予算補正を行うよう対応されたい。

(繰越事業について)

令和4年度の翌年度繰越額は、明許繰越10億5千9百万円、事故繰越5億3千5百万円となっている。発注方法を検討するとともに、適正な業務執行の徹底に努められたい。

(事務事業実施の見直しについて)

住宅などの設計業務については、本町の自然、気候、風土などを熟知した業者へ委託するよう検討されたい。公共施設等の維持管理については、担当課を明確にして遂行されたい。

(EV充電設備の整備について)

道の駅赤来高原に設置されている電気自動車充電設備が、使用できなくなっている。国においては温暖化対策の一環として、電気自動車の普及に取り組んでいる。国の補助事業を活用し、早急に整備されたい。

本町においては、令和5年3月に「飯南町脱炭素のまち宣言」を行っていることから、早急に対処されたい。

(上水道の接続について)

赤来地域及び志津見地区の上水道接続率は100%であるが、その他の地区では83.3%となっている。特に奥畑・宇山・敷波・佐見浄水場区域の接続率が低い。

施設の老朽化も見込まれる中で安定した施設維持管理を継続するために、水道未接続の解消を図られたい。

(飯南町社会福祉協議会への委託事業について)

①配食サービス事業において、利用者からサービスの充実を求められているが、ボランティアの高齢化、調理ボランティアの不足のため、サービスの充実は困難であるとの意見があった。

②保育所を適正規模にしてほしいとの要望があった。

各事業において、委託先との連絡・連携を密にし、適正に対処されたい。

以上が、令和4年度飯南町一般会計と特別会計の歳入歳出及び病院事業会計、簡易水道事業会計、下水道事業会計の決算審査の概要であります。

当委員会は、全ての決算を認定すべきものと決しました。

.....
以上であります。

○議長（早樋 徹雄） これで、決算審査特別委員会委員長の報告を終わります。

これより決算審査特別委員会付託事項の報告について質疑をおこないます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長は、自席へお帰りください。

これより、討論をおこないます。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これより起立による採決を行います。

認定第1号、令和4年度飯南町一般会計、各特別会計歳入歳出決算及び各公営企業会計決算の認定についてを採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は認定です。

認定第1号は、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（早樋 徹雄） 起立全員です。

したがって、認定第1号は、認定することに決定いたしました。

日程第5 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、承認第7号から議案第66号までの9議案を一括上程いたします。ここで暫時休憩をいたします。

午前9時26分休憩

.....
午前9時27分再開

日程第6 町長行政報告及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第6、町長から行政報告及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

本日、令和5年第7回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、諸般の事項についてご報告申し上げます。

はじめに、県選出国会議員の訃報についてであります。

先月10日、細田博之衆議院議員が逝去されました。細田議員は、平成2年に衆議院議員として初当選され、11期33年の間、衆議院議長や官房長官、自民党の幹事長、総務会長などを歴任され、中山間地域の振興におきましても多大なるご尽力をいただきました。本町にも先祖のルーツがあり、その生い立ちをよくお聞きしておりました。これまでの功績に感謝申し上げますとともに、心から哀悼の意を表する次第であります。

次に、国の経済対策についてであります。

この度の経済対策につきましては、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」として、総額13兆円余の補正予算案が、今臨時国会において可決されました。

その概要は、物価高から国民生活を守るための支援として、低所得世帯への経済的な支援や、ガソリン、電気、ガス代の補助、持続的な賃上げや所得向上のための予算が盛り込まれており、幅広い分野において取組を推進していくこととなっております。

この経済対策に基づく国の動きや社会情勢に注視しつつ、町民生活を守るために町として必要な取組につきましては、迅速に対応を講じてまいりたいと考えております。

次に、丸山知事の飯南町内視察についてであります。

10月8日、丸山知事が地域の実情を把握するため、飯南町内を視察されました。当日は、第31回コスモス祭にご臨席いただいた後、飯南町地域づくり協同組合、谷自治振興会、赤来高原観光りんご園を訪問され、関係者から組織の現状や活動について説明を受けた後、課題や要望などについて意見交換が行われました。

視察を終えた丸山知事からは、コスモス祭の発端である志津見ダム建設事業について、協力いただいた地権者へ感謝の気持ちを伝えられ、また「中山間地域でそれぞれの団体が様々な取組をいただいていることを肌身で実感できた。人材確保などの課題解決に向けて、飯南町と一緒に取り組んでいきたい」と力強い言葉をいただくなど、視察対応いただいた関係の皆様にとっても、有意義な意見交換となりました。

次に、物価高騰対策についてであります。

先ほど述べました、国による総合経済対策により、物価高騰の影響を大きく受けている「低所得の世帯や家計が急変した世帯」への経済的な支援として、本年度に3万円を給付した非課税世帯や家計急変世帯等に対し、1世帯当たり7万円を追加して給付いたします。

現在、対象者の状況に応じて、振込先確認の通知書や案内状の発送を準備しており、速やかに給付できるよう作業を進めてまいります。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、主要な施策について申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

令和5年秋の叙勲につきましては、受賞者が発表され、本町からは下来島の下宮常男（しもみや つねお）さんが、郵政業務の功績により「瑞宝単光章」の栄に浴されました。また、危険業務従事者叙勲につきましては、上来島の加藤敏光（かとう としみつ）さんが、警察官としての功績により「瑞宝双光章」の栄に浴されました。

次に、様々な分野でご活躍いただいた方々の功労者表彰についてであります。

はじめに、花栗の本間美智子さんが文部科学大臣から「地域文化功労者表彰」を受賞されました。

これは、本間さんが60年もの長きにわたり、本町や近隣市町の子どもたちを対象に、書道教室を開催するなど、日本の伝統文化である書道の楽しさを伝えて来られたことが評価されたものです。

また、飯南町商工会会長の石川康弘さんが、多年にわたり商工業者の指導育成に努め地域経済の振興に寄与されたとして「島根県商工功労表彰」を受賞されました。

また、先月3日に「飯南町功労者表彰式」を挙行し、民生児童委員として長年ご活躍いただいた松原操さん、故景山道夫さん、森口安信（もりぐち やすのぶ）さん、知的障害者相談員として長年ご活躍いただいた松下清之（まつした きよゆき）さん、地域の歴史遺産の管理を多年にわたり行っていただいた門脇勝二（かどわき かつじ）さんを、それぞれ「飯南町功労者」として表彰いたしました。

叙勲を受章されたお二方をはじめ、受賞された皆様のこれまでのご功労にあらためて深く感謝申し上げるとともに、今後、より一層のご活躍をお祈り申し上げます。

次に、次期飯南町総合振興計画の策定についてであります。

9月に第1回の総合振興計画等策定委員会を開催し、次期計画の検討を開始しました。これまで町民の皆様には、住民アンケートを1,000名に、幸福度を示すウェルビーイングアンケートを500名に、無作為に対象者を抽出して送付し、50%を超える回答をいただいたところであり、ご協力いただいた皆様に感謝申し上げます。

先月27日からは、5つの公民館単位でまちづくり座談会として「飯南ミライばなし」

を開催しています。

既に谷、頓原、来島の3地区で開催しており、ワークショップで参加者と将来の飯南町について一緒に考え、私との意見交換をさせていただいております。

今月は赤名、志々の2地区で開催予定であり、町政に対する率直なご意見もお聞きしたいと考えていますので、多くの町民の皆様のご参加をお待ちしております。

次に、赤名地区における拠点複合施設の検討についてであります。

このことにつきましては、上赤名、赤名、下赤名の3自治区長の連名で、2月に早期整備の実現に向けた陳情書を受理しておりますが、今後、赤名地区において、地域住民の意見を集約される予定と伺っています。

まずは、地域住民の皆様の意向を確認した上で、今後の対応等について検討してまいりたいと考えております。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、町内小学校のいじめ事案についてであります。

関係者による話し合いにおいて、今後の学習・教育の機会の確保に向けて教育委員会から提案をさせていただくこととなり、現在、保護者代理人に対して具体的なご提案をお示ししています。

この提案では、最終的な目標の一つとして児童の学校復帰を見据え、状況の改善に向けた基本的な考え方や信頼関係の構築、家庭以外での居場所の確保、児童の状況に応じた段階的な学習保障計画などを提示させていただき、来島保健センター内にある「めだかの学校」での学習支援体制などを充実することとしました。

なお、9月下旬には保護者から島根県教育委員会に、学習、教育機会を確保するための体制整備についての請願書が提出され、県教育委員会では、飯南町教育委員会に対して必要な指導、助言を行うことについて採択されました。

このことから、今後は県教育委員会のご指導もいただきながら、引き続き関係の皆様と連携して状況の改善に向けて取り組んでまいります。

次に、小学校の開校150年記念式典についてであります。

先月11日には頓原小学校で、今月2日には志々小学校で、それぞれ開校150年記念式典が挙行されました。

頓原小学校では、記念式典に続いて学習発表会が行われ、児童が元気いっぱい練習の成果を披露し、志々小学校では、さつき保育所の太鼓演奏や児童の学習発表会により、記念すべき式典に花を添えてくれました。

また、八神の永井 章さんから、これまで長年にわたって地域でお世話になった恩返しとして、本町に寄付の申し出があり、志々小学校の式典においてご本人から寄附目録を贈呈していただき、私からも感謝状をお渡ししました。

この寄付金は、ご意向を尊重して志々小学校の登校路の舗装整備に活用させていただき、開校 150 年の記念とさせていただきます。

このたびの記念式典の開催にあたり、準備を進めて来られた実行委員会の皆さんや教職員、これまで学校を支えてくださった卒業生や地域の皆様に敬意を表するとともに、頓原小学校、志々小学校の益々のご発展をお祈りする次第であります。

次に、学校給食魅力化事業についてであります。

先月、本町の地域食材を活用した給食魅力化事業として「飯南ポークの生姜いため」と中学校生徒が考案した「パプリカのスープ」が提供されました。

また、本日から明日にかけて、この事業にご賛同いただいた「あすなる基金協会」から全ての小中学校に、町内事業所で手作りされたケーキを寄贈していただきます。子どもたちは、一足早いクリスマスケーキを、給食の時間の中で楽しむと思います。

「あすなる基金協会」のご厚意や地域食材を生産して下さる生産者、そして日々心のこもった安心な給食を作っていただく給食会スタッフの皆様の想いを感じることで、児童生徒が給食への感謝の気持ちを育む良い機会となりました。

次に、しおかぜ駅伝についてであります。

今月 10 日、第 32 回しおかぜ駅伝が開催され、飯南町も出場し、総勢 33 チームが健脚を競います。

コロナウイルスの影響で 4 年ぶりの開催となり、本町の選手の皆さんには、これまでの練習の成果を思いきり発揮して、飯南町代表として堂々と石見路を力走していただきたく、ご健闘をお祈り申し上げます。

次に、こども広場の整備についてであります。

赤名ふれあい公園に整備を進めておりました、町内 3 番目となる赤名地区こども広場は、10 月末に工事が完了し、先月 4 日にオープンしました。

当日は、町内外から約 100 人にお越しいただき、新しい遊具で元気に遊ぶ子どもたちや、それを見守る保護者と地域の皆さんが歓談する姿も見られ、赤名ふれあい公園が新たな交流拠点として生まれ変わったことを実感いたしました。

今回整備した遊具と公園内の広いスペースにより、様々な遊びの中で子どもたちが健やかに成長してくれることを願うとともに、地域の皆様の元気にも繋がることを期待しております。

次に、産業についてであります。

はじめに、飯南米の普及啓発についてであります。

本町における本年の一等米比率を見てもみますと、モチは胴割れ被害の影響で若干低下しましたが、コシヒカリは、前年より高くなりました。雲南管内では一等米比率が低下しているところ、本町においては、かなり良い状況で推移しております。

町内では先月、飯南町エコロジー米生産推進協議会により「うまい米コンテスト」が開催され、新米の食べ比べで会場が盛り上がりおりました。

コンテストを継続して行ってきたことで、品質の向上や飯南米のPRに繋がっていると、改めて感じたところであります。

また、松江市内の「フーズマーケットホック黒田店」では、10月に「飯南町フェア」を開催していただき、飯南米の店頭販売が好評であったとお聞きしております。

県外では、本年も「アコメヤTOKYO」での店舗イベントを始め、東京・広島などの都市部で飯南米PRを強化しており、消費者にも高い評価をいただいたところです。

こうしたイベント等をきっかけとして「飯南米」のリピーターや飯南町ファンが増えることを期待するとともに「需要に応える米の生産」につなげてまいりたいと考えております。

次に、町産材の住宅活用についてであります。

町産材住宅活用促進事業につきましては、町内で住宅を整備される方に、町産材を積極的に活用いただき、林業・木材産業の活性化を図ることを目的とした補助事業として、昨年度から開始しております。

昨年度は4件で65㎡の申請がありましたが、本年度は当初の想定を上回る町産材の使用量が見込まれることから、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、J-クレジットの販売状況についてであります。

J-クレジットにつきましては、6月に追加の認証を受け、1,119t-CO₂を新たに保有しました。

追加後は、既に300t-CO₂を町内外の企業様に購入していただいておりますが、姉妹都市である伊丹市からも購入を頂いておりますが、今後はJ-クレジットをきっかけとした新たな民間企業との関係を築く交流に発展することを期待しております。

次に、い〜にゃんPAYの運用開始についてであります。

町内消費により地域内経済の循環を促進する施策として、電子地域通貨「い〜にゃんPAY」が昨日4日からスタートしました。

この事業は、飯南町商工会を事業主体に進められており、カードの加盟店で買い物をすると、ポイントが貯まり、貯まったポイントで買い物ができるものであります。

慣れるまでは使い方に戸惑いもあるかと思っておりますので、町も商工会と連携を図りながら、地域の会合やサロンで説明の機会を設けるなど、きめ細かい対応に努めてまいります。

「キャッシュレス決済時代」に備え、年齢に関係なく、多くの町民の皆様にご利用いただきたいと考えております。

次に、スキー場の整備についてであります。

琴引フォレストパークスキー場は、ファミリー層の利用だけでなく、県内におけるス

キー競技選手育成の拠点として、重要な役割を担っていますが、本年度から来年度にかけて、2030年国民スポーツ大会に向けた育成拠点として機能を維持・強化するため、島根県のご協力もいただきながら大規模な施設の設備更新を行うこととしております。

本年度は、ゲレンデのスノーマットの一部更新、製氷棟の製氷機制御装置の更新、各種ポンプの取替、建屋屋根の塗替えなどを行いました。

今月22日にはスキー場がオープンいたしますが、人工雪の雪質が向上するなど、より快適にスキーやスノーボードを楽しんでいただけますので、多くの方にご来場いただけることを期待しております。

次に、保健・福祉についてであります。

はじめに、コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

直近のワクチン接種につきましては、先月19日に429名が接種され、今月は9日、10日の2日間で942名が予約されております。

先月に4日間の接種を予定していたものの、ワクチンの供給量が少なく、実際には1日のみの実施となり、接種を希望される皆様にはご心配ご迷惑をおかけいたしました。その後、ワクチンの追加供給があり、年内には概ね終了する予定です。

今年はインフルエンザも流行しており、町民の皆様には感染対策を行いながら体調管理に努めていただきたいと思います。

次に、健康づくりについてであります。

10月3日から6日まで、町内4会場で「健康にい～にゃん相談会」を実施し、骨密度や握力測定、保健師と管理栄養士による健康相談や栄養相談、包括支援センターの介護・福祉相談などを行い、約60人の参加がありました。

また、飯南病院医師によるミニ健康講座を開催し、参加者が病院医師とのコミュニケーションを図っていただく機会となり、有意義な時間となりました。

介護予防事業につきましては、島根県理学療法士会との共催により、町全域で取組を進める「飯南町長生き体操」のイベントを、10月から11月にかけて公民館単位で開催し、健康づくりに関する理解を深めていただきました。

今後も、工夫を加えた健康づくり活動に取り組んでまいります。

次に、地域ケアフォーラムの開催についてであります。

先月25日、京都府京丹後市から姉妹病院である久美浜病院と太陽福祉会の職員14名を迎え、4年ぶりに「飯南町地域ケアフォーラム2023」を開催いたしました。

70人を超える参加者が飯南町の未来を一緒に考え、持続可能な暮らし、夢が持てる地域づくりに何が必要かを語るなど、参考となる意見を交わすことができました。

今後も、このフォーラムの目的である地域包括医療ケアの推進に努めてまいります。

次に、病院事業の運営についてであります。

本年度上半期の患者数は、外来部門は昨年同期と比較し若干の減少となっておりますが、入院部門におきましては、11.8ポイント程度と大きく減少している状況となっております。これにより、病床利用率につきましても、9月末時点で54%となっており、経営の目標とする70%の達成が難しい状況となっております。

こうした中でも、病床利用率の改善に向け、地域包括ケア病床の利用向上による効率的なベッドコントロール、地域の福祉施設や町外の医療機関との円滑な入退院調整などに取り組んでいます。

また、医師の体制維持や看護職員などの育休代替の確保など、安定した診療体制を確保し、経営面とあわせ、引き続き安心して快適な医療サービスが提供できるよう、取り組んでまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、定住住宅の整備についてであります。

八神地区に3棟整備予定であるセミオーダー式の定住促進賃貸住宅につきましては、住宅1棟が完成し、先月から入居いただいております。また、2棟目の住宅も本年度中に完成する予定であります。

新たな定住住宅に関する入居者の募集につきましては、ホームページ等で随時募集を行っていますが、定住相談等を通じて、移住定住を促進するとともに、入居者の確保に努めてまいります。

次に、防犯灯の整備についてであります。

飯南町商工会が設置・管理されていた街路灯を、本年度から町の防犯灯として更新していくこととしております。

9月には、頓原地域の町区、敷波、佐見、川東にある街路灯を撤去し、LEDの防犯灯を最寄りの電柱に共架する工事を発注しており、来年2月末までの工期で順次共架・撤去を行います。

来年度は、赤来地域の街路灯を同様に再整備する計画であります。

今後も、町民の皆様が安心して生活できるまちづくりの一つとして、防犯灯の適正な設置・管理に努めてまいります。

次に、災害復旧についてであります。

7月に発生した災害については、農地災害2件、農業用施設災害5件、河川災害3件、道路災害2件の補助金を受けるための災害査定が終了し、全て国の補助金採択を受けることができました。

これらの災害復旧工事費につきましては、早期復旧に努めたいと考えており、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

なお、令和3年災害の復旧状況につきましては、残工事も少なくなってきましたが、令

和4年災害も含めて、早期完了に向けて鋭意取り組んでまいります。

次に、簡易水道事業についてであります。

赤名連坦地内における石綿管の更新を実施するため、現在、設計業務を行っていますが、簡易水道事業に係る本年度の国の補助金が追加で採択される見込となりました。

このことから、来年度に予定していましたが赤名地区石綿管更新工事及び宇山浄水場濁水対策設計業務につきまして、事業を前倒しして実施したいと考えております。

この業務に必要な事業費につきましては、本定例会の補正予算に所要額を計上しております。

次に、自然環境についてであります。

はじめに、飯南町脱炭素のまち推進計画についてであります。

脱炭素社会の実現に向けて、3月に「飯南町脱炭素のまち宣言」を行いました。この実現に向けた本年度の取組として「飯南町脱炭素のまち推進計画」を策定することとしており、9月には、島根県立大学の豊田 知世准教授を委員長として策定委員会を立ち上げ、議論を重ねていただいております。

この間、町民の皆様1,000名を対象としてアンケート調査を実施しており、50%以上の方に回答いただいたところであり、お礼申し上げます。推進計画は来年1月に策定予定ですが、事前にパブリックコメント（意見公募）を実施しますので、町民の皆様からも、改めてご意見等をいただければと思っております。

世界的な目標である「2050年に二酸化炭素の排出を全体として実質ゼロにすること」を目指すため、計画の策定後は、内容を共有し、官民一体となって取り組んでまいりたいと考えております。

次に、航空会社の環境活動と町内絵本作家の関わりについてであります。

国内航空会社の一つであるANAグループでは、SDGs（持続可能な開発目標）の実現に向け、環境に配慮した様々なサービス等の施策に取り組まれております。

そうした中、10月から新たに環境活動をテーマとした特別塗装機が1機加わり、3機で運行開始となったことに併せて、機内でお子様連れの利用者に配布されるおもちゃの選択肢に、町内の絵本作家かげやままきさんのオリジナル絵本「とっておきのせかい」が採用されております。

この絵本は、アマガエルを主人公として、地域創生への貢献や環境配慮をテーマとした内容になっているようですが、非常に誇らしく大変喜ばしい出来事です。

町としましても、今後、本町における環境施策の取組の中で、かげやままきさんの世界観に触れさせていただける機会があればと考えております。

次に、本町の豊かな自然環境を証明する出来事についてであります。

9月上旬、本町の来島ダムにおいて全長1.1メートル、重さ2.9キログラムの巨大ウ

ナギが釣り上げられました。その後、島根大学生物資源科学部の高原輝彦准教授のDNA鑑定により、在来種のニホンウナギであることが判明し、国内最大級のニホンウナギとして、全国的にも大きく報道されました。

このウナギは現在、宍道湖自然館ゴビウスで飼育、公開されていますが、先般、来島保育所の園児が見学し、本町で捕獲されたウナギであることを聞いて大喜びしていたとのことです。

このように、国内最大級のニホンウナギが本町の雄大で素晴らしい自然環境によって生育できることが全国に広く知れ渡ったことは大変喜ばしいことであり、子どもたちや町民の皆様にも、ぜひこの機会に施設を訪れ、見ていただければと思います。

次に、令和5年度一般会計補正予算についてであります。

今回の補正は、国の定めるシステム標準化対応業務に2千1百万円余、滞在型地域交流拠点施設の基礎部分に関する追加調査に3百万余、及び、建設予定地内の支障物件の除去費に3百万円余、町産木材住宅活用促進事業費補助金の追加に3百万円、6月から8月にかけての大雨に係る災害復旧費に9千1百万円余など、総額1億3千万円余を計上しております。

今回提案いたします議案は、非課税世帯等への7万円給付事業の専決処分承認案件1件、条例関係1件、議決を要する請負変更契約1件、令和5年度飯南町一般会計補正予算(第6号)など、予算関係6件であります。

以上、ご報告申し上げましたが、提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切にご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。

本会議の再開は、議場の時計で10時25分からといたします。

午前10時08分休憩

.....
午前10時28分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

ここで町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

先ほど、町長行政報告及び提案理由説明要旨につきまして、私の発言の中で一部訂正

したいところがありますので、よろしくお願いいたします。

お手元のほうへお配りしておりますが 28 ページのところでございます。

先ほど、アンケート調査 1,000 名を対象に 50%以上と申すべきところ、50 名と申し上げました。ここの部分につきまして訂正させていただきます。

ここの段落のここ、もう一度読み上げますので、よろしくお願いいたします。

「この間、町民の皆様 1,000 名を対象としてアンケート調査を実施しており、50%以上の方に回答をいただいたところであり、お礼申し上げます。推進計画は来年 1 月に策定予定ですが、事前にパブリックコメント、意見公募を実施しますので、町民の皆様からも改めてご意見等をいただければと思っております。」

大変発言の訂正、申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

日程第 7 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第 7、提案理由の詳細説明に入ります。

はじめに、承認第 7 号、専決処分の承認を求めることについて（令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号））を議題といたします。まず、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。承認第 7 号について説明します。

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

記。（処分事項）令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 5 号）について。

処分年月日、令和 5 年 11 月 29 日。

令和 5 年 12 月 5 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。専決第 7 号について説明します。

令和 5 年度飯南町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,408 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 77 億 6,144 万 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 11 月 29 日 専決。飯南町長。

ページをおめくりください。第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入です。

款、国庫支出金。既決額に 4,408 万 8 千円を追加し、6 億 9,039 万 2 千円。
歳入合計。既決額に 4,408 万 8 千円を追加し、77 億 6,144 万 9 千円。

続いて歳出。

款、民生費。既決額に 4,408 万 8 千円を追加し、15 億 310 万 5 千円。

歳出合計。既決額に 4,408 万 8 千円を追加し、77 億 6,144 万 9 千円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして、4 ページのほう、総括です。歳入の説明を省略しまして、歳出の補正財源内訳です。

本補正は、国の交付金であります。ですが一般財源として取扱いますので、全て一般財源。その額は 4,408 万 8 千円となります。

ページをめくっていただきまして、歳入です。

款、国庫支出金、項、国庫補助金、目、総務費国庫補助金。先ほども申し上げましたがこの今回の補正、全額、物価高騰に伴う交付金をもって充当しております。

歳入の説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について担当課長より説明を求めます。

○福祉事務所長（門脇 貴子） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 門脇福祉事務所長。

○福祉事務所長（門脇 貴子） 番外。続いて 6 ページをご覧ください。歳出です。

款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。電力・ガス・食料品等価格高騰支援給付金支給事業につきましては、11 月 24 日の全員協議会で説明しましたとおり、物価高から国民生活を守るための支援として、令和 5 年度住民税非課税世帯や家計が急変した世帯に対しまして、支援額 1 世帯当たり 7 万円を、対象世帯 670 件の見込みで計上しています。

12 月 29 日の国の補正予算が成立したことから、速やかな年内給付を可能とするため専決処分とさせていただきます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 59 号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。議案第 59 号について説明します。

飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例(平成 22 年飯南町条例第 35 号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 12 月 5 日 提出。飯南町長。

1 ページ目には改め文を付けておりますが、読み上げは省略します。2 ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。定住促進賃貸住宅が新たに完成することに伴い条例を改正するものです。こちらセミオーダー式の住宅になります。

2. 改正条例の概要です。別表第 2 に川東住宅 2 号を追加するものです。

こちらの住宅、造成地には 3 棟予定しております。今年度 2 棟建築予定でして、その 2 棟目というものであります。来年の 3 月 15 日に完成する予定で工事を進めております。

3. 施行期日です。規則で定める日としております。

3 ページ以降、新旧対照表をつけておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 60 号、令和 4 年度（3 災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）請負変更契約の締結についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第 60 号について説明します。

飯南町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成 17 年飯南町条例第 48 号)に基づき、令和 4 年度（3 災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）を別紙のとおり請負変更契約したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 12 月 5 日 提出。飯南町長。

次のページをお願いします。別紙です。

1. 工事名。令和 4 年度（3 災農災）災害復旧工事（146 三日市頭首工）。

1. 請負金額。一金 5,593 万 2,800 円。(183 万 3,700 円増額)

1. 契約する相手の名称。有限会社渡辺建設。

1. 契約する相手の代表者の住所氏名。島根県飯石郡飯南町野萱 2202 番地 2。有限会社渡辺建設 代表取締役 岩本弘一。

1. 契約の時期。議会の議決日を本契約とする。

次のページをお願いします。工事変更概要書です。

主な変更工種。1 点目、間詰工。こちらにつきましては、河川管理者であります雲南

県土との協議の結果、玉石による間詰めを袋詰め玉石へ変更することにより 53 万 8 千円増とするものです。

次に、仮設工です。仮設工につきましては、仮水路工におきまして、本年 4 月をもって、工事着工から 6 月を超すこととなったため、6 か月未満から 1 年未満に変更することによる 47 万 6 千円の増。

その他、使用するクレーン規格の変更、掘削土量の数量等の変更等、土木等の数量変更による増減によりまして、65 万 3 千円増額するもので、トータルで 166 万 7 千円請負額を増とするものです。

以下、入札率による変更請負額の算出式を記載しておりますので、ご確認ください。消費税込みの変更請負金額は 5,593 万 2,800 円となり、うち消費税相当額は 183 万 3,700 円増となるものです。

次のページには、仮契約書の写しをつけておりますので、ご覧いただきたいと思います。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第 61 号について説明します。

令和 5 年度飯南町の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,195 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 78 億 9,340 万 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 5 年 12 月 5 日 提出。飯南町長。

ページをおめくりください。2 ページ。第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に 1 億 1,342 万 5 千円を追加し、39 億 7,123 万 3 千円。

款、分担金及び負担金。既決額に 60 万円を追加し、6,517 万 5 千円。

款、国庫支出金。既決額に4,239万円を追加し、7億3,278万2千円。

款、県支出金。既決額に4,668万1千円を追加し、6億3,284万9千円。

款、寄附金。既決額に126万円を追加し、1億6,393万1千円。

款、繰入金。既決額から1億円を減額し、3億6,020万円。

款、町債。既決額に2,760万円を追加し、7億6,470万円。

歳入合計。既決額に1億3,195万6千円を追加し、78億9,340万5千円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出。

款、総務費。既決額に3,091万6千円を追加し、15億276万円。

款、民生費。既決額に111万1千円を追加し、15億421万6千円。

款、衛生費。既決額に179万1千円を追加し、9億1,935万1千円。

款、農林水産業費。既決額に300万円を追加し、7億959万3千円。

款、消防費。既決額に230万9千円を追加し、2億5,174万3千円。

款、教育費。既決額に140万円を追加し、4億4,474万9千円。

款、災害復旧費。既決額に9,142万9千円を追加し、1億7,312万9千円。

歳出合計。既決額に1億3,195万6千円を追加し、78億9,340万5千円。

ページをおめくりください。第2表 債務負担行為補正、追加です。

事項、基幹系業務システム標準化対応事業。期間、令和6年度から令和8年度まで。限度額2億1,860万円。こちらは基幹系業務システムの標準化を、複数年度にわたって実施するために、岡山中央総合情報公社に対する負担金について債務負担行為を設定するものです。

ページをおめくりください。5ページ、第3表 地方債補正の変更です。

起債の目的、地域交流施設整備事業債。変更前限度額に対し720万円増額し、変更後限度額4,140万円。来島に新設します滞在型地域交流施設のボーリング調査や、周辺施設の解体にかかる工事費の財源とするものです。

起債の目的、消防施設整備事業債。変更前限度額に対し280万円増額し、変更後限度額3,720万円。こちらは補助金からの財源変更による増額です。

起債の目的、農林水産施設災害復旧債。変更前限度額に対し460万円増額し、変更後限度額690万円。今年被災しました農地農業用施設の復旧の財源とするものです。

起債の目的、公共土木施設災害復旧債。変更前限度額に対し1,300万円増額し、変更後限度額1,900万円。これは今年被災した道路河川の復旧の財源とするものです。

起債の方法、利率、償還の方法は補正前に同じです。総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして、7ページ、総括です。概要説明資料のほうは1ページをご覧ください。歳入のほうは説明を省略しまして、歳出の補正財源内訳です。

国県支出金8,907万1千円。地方債2,760万円。その他特定財源186万円。一般財源1,342万5千円です。

ページをめくっていただきまして、歳入です。

款、項、目ともに地方交付税。普通交付税を今回財源としています。

款、分担金及び負担金、項、分担金、目、災害復旧費分担金。今年の災害のほうも一部激甚指定となりまして、負担率のほうは軽減されております。その負担額を計上しています。

款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、民生費国庫負担金は、繰入れ確定によるもの。災害復旧費国庫負担金は、災害復旧に要するもの。

続く国庫補助金、目、総務費国庫補助金は、先ほど説明をしましたが、基幹系業務システムの標準化に伴う10分の10の補助金であります。

下のページをご覧ください。続く目、消防費国庫補助金は、財源変更に伴う減。

次、款、県支出金、項、県負担金、目、民生費負担金は、先ほど上のページでも申し上げましたが国の負担金同様、確定によるものであります。

次の項、県補助金、目、民生費県補助金。これ補助採択による増となっております。

目、災害復旧費県補助金は先ほど来申し上げてます災害復旧費に対するものであります。その下の項、委託金、目、総務費委託金は、県知事選挙の確定による実績精算の減であります。

ページめくっていただきまして10ページ。款、項、寄付金、目、指定寄付金は、行政報告でも申し上げましたが、志々小に対する寄付金です。

款、繰入金、項、基金繰入金は、今回の普通交付税を財源として、全額財調基金へ戻し入れを行うものです。

款、項ともに町債、目、総務債は来島交流施設設備の追加調査などへ充てるものであります。

続く、消防債は、補助金からの財源変更によるもの。

災害復旧債は、下のページ、この3つを合わせて、今回の災害復旧に要するものであります。歳入につきましての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、歳出について関係課長より順次説明を求めます。

○防災危機管理室長（田村 剛） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 田村防災危機管理室長。

○**防災危機管理室長（田村 剛）** 番外。それでは歳出について説明いたします。予算書は 12 ページ、概要説明資料は 3 ページになります。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費につきましては、時間外勤務手当の増加です。

電算等臨時管理費につきましては、国が進めております地方公共団体基幹系システムの標準化対応業務による岡山中央総合情報公社負担金の増額です。

○**まちづくり推進課長（藤原 清伸）**

続いて目、企画費。広域連合負担金（一般分経常）につきましては、人勸によります人件費の増、給与システム改修によるもの、井戸水のポンプ修繕取替えによります負担金の増額です。

C A T V 事業経常負担金につきましては、こちらも人勸によります人件費の増による負担金の増額です。

続いて目、地域振興費。地域振興臨時管理費につきましては、滞在型地域交流拠点施設のボーリング調査によります委託料の増。そして建築を予定しております土地にあります倉庫及び、防火水槽の解体工事によります工事請負費の増額です。

○**防災危機管理室長（田村 剛）**

続いて、項、選挙費、目、知事・県議会議員選挙費。知事・県議会議員選挙実施経費につきましては、事業費確定による職員手当等の減額です。

○**保健福祉課長（安部 農）**

13 ページです。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。国保会計繰出金は、保険料軽減世帯の減、及び国保財政安定化支援事業等の確定による繰出金の減額です。

外出支援タクシー助成事業は、助成制度の利用回数の増に伴う扶助費の増額です。

目、老人福祉費。広域連合経常負担金（介護保険分）は、人事院勧告による人件費の増に伴う負担金の増額です。

○**住民課長（永井 あけみ）**

続いて 14 ページをお願いします。項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。児童福祉総務臨時管理費は、令和 4 年度子育て世帯給付金その他世帯の精算に伴う返還金、県への返還金です。

続いて目、児童福祉施設費。保育所共通臨時管理費は、使用済みおむつの回収処分に伴いますごみボックスの購入費につきまして、国県補助金の確定に伴う財源振替です。

国県とも 3 分の 1 補助となっています。

○**保健福祉課長（安部 農）**

続いて、目、母子父子福祉費。子ども等医療費助成事業は、助成件数の増に伴う扶助

費及び審査手数料の増額です。

○建設課総括監（藤原 一也）

続いて款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費。簡易水道事業会計補助金、こちらにつきましては、特別会計で説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、火葬場費。雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）については、人事院勧告に基づく職員人件費の増額です。

続いて15ページをお願いします。項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金については、人事院勧告に基づく職員人件費の増額と、可燃ごみ指定袋中サイズ30リットルが不足していることに伴う制作費で約67万枚の追加制作を予定しております。

○産業振興課総括監（本間 康浩）

同じく15ページ、款、農林水産業費、項、林業費、目、林業振興費。こちらにつきましては、町産材住宅活用促進事業の申請件数増による補助金の増です。

○防災危機管理室長（田村 剛）

ここから概要説明資料は4ページになります。

款、消防費、項、消防費、目、常備消防費。広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人事院勧告に伴う人件費等々による負担金の増額です。

続いて、目、消防施設費。消防施設整備補助事業につきましては、緊急防災・減災事業債への財源変更です。

○教育次長（石飛 幹祐）

次に教育費です。予算書16ページをご覧ください。

款、教育費、項、小学校費、目、学校管理費。小学校共通臨時管理費です。寄付金を主な財源として志々小学校の校門前の舗装を修繕するものです。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費。現年補助農地災害復旧事業につきましては、今年度、発生いたしました農地災2か所の復旧工事費及び事務費を計上するものです。

続いて目、農業用施設災害復旧費。現年補助農業用施設災害復旧事業は、今年度発生いたしました農業用施設5か所の復旧関係経費及び事務費を計上するものです。

続いて、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費。現年補助公共土木施設災害復旧につきましては、今年度発生いたしました河川災害3か所、道路災害2か所の復旧関係経費及び事務費を計上するものです。

これによりまして、3年災、4年災とあわせまして、早期復旧に努めてまいりたいと思

っております。歳出につきましての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 失礼しました。訂正します。那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。

続きまして17ページ、給与明細書です。ご覧ください。

はじめ特別職のほうですけど、比較欄のほうご覧くださいませ。その他職員で報酬の減額がありますけども、先ほど選挙費で申しあげましたけども、知事・県議選挙の従事者の関係の報酬減があります。

めくってもらいまして、18ページ給与明細書の総括ですけども、下のページ、19ページのほうの個別にて説明をいたします。

アの会計年度以外の職員、いわゆる一般職員ですけども、比較の欄をご覧ください。職員手当で増額となっております。その職員の下のほうに、その職員の手当の明細が次の段にのっておりますけども、一般職の人件費の時間外手当を増額しまして、一番右側、その他手当で減額となっております。

職員の残業手当につきましては、コロナ対応に加えまして、ぼたんまつりをはじめとしましたイベント等が、ほぼ含めまして、ほぼ通常業務に戻っておりまして、今後これらのイベント等やら夜の会合等も見込んでの残業手当を増額するものです。その他手当の減額のほうは知事選・県議選の実績による減額であります。

下のイの会計年度職員のほうについては変更がありません。

めくっていただきまして、20ページ。給与などの増減明細、下のページ同じく状況については、ご確認いただければと思っております。議案第61号についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第62号、令和5年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第63号、令和5年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（安部 農） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 安部保健福祉課長。

○保健福祉課長（安部 農） 番外。議案第62号を説明します。

令和5年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ323万5千円を減額し、歳入歳出

予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,811 万円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 5 日 提出、飯南町長。

次のページです。お願いします。

第 1 表、歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、繰入金。既決額から 323 万 5 千円を減額し、4,373 万 7 千円。

歳入合計。既決額から 323 万 5 千円を減額し、6 億 5,811 万円。

続いて歳出です。款の合計額を読み上げます。

款、基金積立金。既決額から 323 万 5 千円を減額し、589 万円。

歳出合計。既決額から 323 万 5 千円を減額し、6 億 5,811 万円。

続いて事項別明細書、4 ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の補正額の財源内訳は、すべてその他特定財源で 323 万 5 千円の減額です。

続きまして 5 ページです。概要説明書は 5 ページになります。

2. 歳入。款、繰入金、項、他会計繰入金、目、一般会計繰入金。保険基盤安定制度繰入金は、繰入金額確定による減額です。

その他繰入金は、国保財政安定化支援事業繰出金の確定による減額です。

財政健全化対策事業繰入金は、波及増カット分の繰入金確定による減額です。

未就学児均等割保険料繰入金は、繰入金額確定による増額です。

続きまして、3. 歳出。6 ページです。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金は、保険料軽減世帯の減及び国保財政安定化支援事業等の確定による基金積立金の減額です。説明は以上です。

続きまして、議案第 63 号を説明します。

令和 5 年度飯南町の高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 250 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 8,631 万円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 12 月 5 日 提出、飯南町長。

次の 2 ページをお願いします。

第 1 表 歳入歳出予算補正。歳入です。款の合計額を読み上げます。

款、後期高齢者医療保険料。既決額に 250 万円を追加し、6,359 万 9 千円。

歳入合計。既決額に 250 万円を追加し、1 億 8,631 万円。

続いて歳出です。款の合計額を読み上げます。

款、後期高齢者医療広域連合納付金。既決額に 250 万円を追加し、1 億 8,398 万 7 千円。

歳出合計。既決額に 250 万円を追加し、1 億 8,631 万円。

続いて事項別明細書の 4 ページをお願いします。

1. 総括。歳入の説明は省略し、歳出の補正額の財源内訳は全てその他特定財源で 250 万円の増額です。

続きまして、5 ページです。概要説明資料は、6 ページになります。

2. 歳入。款、項、後期高齢者医療保険料、目、普通徴収保険料。現年度分は保険料収入見込額の増額です。

続きまして、3. 歳出。6 ページです。

款、項、目、後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料収入見込額の増による納付金の増額です。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第 64 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第 64 号について説明します。

第 1 条 令和 5 年度飯南町病院事業会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、病院事業収益。既決予定額に 520 万 5 千円を追加し、10 億 6,608 万 3 千円。

第 2 項、医業外収益。既決予定額に 520 万 5 千円を追加し、3 億 1,043 万 6 千円。

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第 1 款、資本的収入。財源変更ですので既決予定額と同額で 3 億 6,136 万 8 千円。

第 1 項、企業債。既決予定額から 100 万円を減額し、1 億 9,700 万円。

第 4 項、補助金。新たに 100 万円を追加するものです。

次のページです。

第 4 条 予算第 5 条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。変更になります。起債の目的、施設整備事業医療機器等整備事業。変更前の限度額から 100 万円を減額しまして、変更後の限度額 1 億 9,700 万円となります。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じとなります。
令和5年12月5日 提出。飯南町長。

3ページから実施計画書となります。目について読み上げます。

1. 収益的収入。目、補助金。既決予定額に520万5千円を追加し、630万6千円。
2. 資本的収入。目、企業債。既決予定額から100万円を減額し、1億9,700万円。
目、国県補助金。新たに100万円を追加するものです。

4ページ、ご覧ください。明細書です。

1. 収益的収入。目、補助金ですけれども、発熱外来用のプレハブのリース料、また、コロナ入院患者のための病床確保料について、補助金が交付決定になったため補正をするものです。

次のページ、5ページです。

2. 資本的収入。目、企業債と国県補助金になりますが、訪問用の超音波装置について整備のための補助金が交付決定になりました。

このため補助金のほう、国県補助金のほうを増額いたしまして、企業債のほうを減額する財源変更のための補正としております。

次のページにキャッシュフロー計算書、7ページから予定貸借対照表を付けておりますけれども、こちらについてはご覧いただければと思います。説明は以上でございます。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、提案理由の説明を終わります。

次に、議案第65号、令和5年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第2号）及び議案第66号、令和5年度飯南町下水道事業会計補正予算（第2号）の2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。議案第65号について説明します。

第1条 令和5年度飯南町簡易水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支出。第1款、簡易水道事業費用。既決予定額に95万3千円を追加し、2億5,126万千円。

第1項、営業費用。既決予定額に95万3千円を追加し、2億3,286万4千円。

第3条 予算第4条本文括弧書中を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,147万3千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額98万円、過年度損益勘定留保資金2,436万6千円、当年度損益勘定留保資金612万7千円で補填する。」に改め、同条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額に5,895万3千円を追加し、1億5,866万円。

第1項、企業債。既決予定額に4,310万円を追加し、5,070万円。

第4項、補助金。既決予定額に1,480万円を追加し、1,796万円。

第5項、一般会計出資金。既決予定額に105万3千円を追加し、8,357万2千円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額に5,800万円を追加し、1億9,013万3千円。

第1項、建設改良費。既決予定額に5,800万円を追加し、7,836万3千円。

次のページです。

第4条 予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

限度額の補正、変更です。変更前限度額760万円に、4,310万円を追加し、変更後の限度額5,070万円。起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

第5条 予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

総経費。既決予定額に35万3千円を追加し、1,856万9千円。

第6条 予算第9条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,615万1千円に改める。

令和5年12月5日 提出。飯南町長。

次のページをご覧ください。実施計画書です。目について説明します。

1. 収益的支出。目、水道事業管理費。既決予定額に60万円を追加し、6,604万6千円。

目、総係費。既決予定額に35万3千円を追加し、1,856万9千円。

2. 資本的収入及び支出。

(収入) 目、企業債。既決予定額に4,310万円を追加し、5,070万円。

目、国庫補助金。既決予定額に1,480万円を追加し、1,796万円。

目、一般会計出資金。既決予定額に105万3千円を追加し、8,357万2千円。

(支出) 目、建設改良費。既決予定額に5,800万円を追加し、7,836万3千円。

次のページです。明細書になります。説明資料9ページです。

収益的支出です。こちらにつきましては、赤名浄水場の濁度計と残留塩素計の修繕に係る費用の増と扶養親族変更により、その額を増額するものです。

次のページです。説明資料は10ページになります。

資本的収入及び支出です。こちらにつきましては、赤名地区の石綿管更新工事と、宇山浄水場の濁水対策、設計業務などに要する経費について、企業債、国庫補助金、一般会計からの繰入金を計上しております。

支出につきましては、その委託料と工事請負費を計上しております。

次のページ、予定キャッシュフロー計算書以降の附属説明資料につきましては、ご覧ください。議案第65号についての説明は以上です。

続いて、議案第66号について説明します。

第1条 令和5年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入。第1款、資本的収入。既決予定額に440万円を追加し、1億5,774万4千円。
第3項、負担金及び受託金。既決予定額に440万円を追加し、679万4千円。
支出。第1款、資本的支出。既決予定額に440万円を追加し、2億1,961万2千円。
第1項、建設改良費。既決予定額に440万円を追加し、2,741万円。

令和5年12月5日 提出。飯南町長。

次のページです。実施計画書になります。目について説明します。

1. 資本的収入及び支出。

（収入）目、工事負担金。既決予定額に440万円を追加し、679万4千円。

（支出）目、建設改良費。既決予定額に440万円を追加し、2,741万円。

次のページ、明細書になります。

資本的収入及び支出。こちらにつきましては、島根県が行います中山間総合整備事業で行われる弓取農道の改良工事に伴います下水道管支障移転設計業務負担金について、県からの負担金と調査設計費を計上しております。

次のページから予定キャッシュフロー等、付属説明資料をつけておりますので、ご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で、すべての提案理由の説明を終わります。

日程第8 質疑

○議長（早樋 徹雄） 日程第8、これより質疑を行います。

はじめに、承認第7号、専決処分の承認を求めることについて（令和5年度飯南町一般会計補正予算（第5号））を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第59号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第60号、令和4年度（3災農災）災害復旧工事（146三日市頭首工）請負

変更契約の締結についてを議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 61 号、令和 5 年度飯南町一般会計補正予算（第 6 号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 62 号、令和 5 年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 63 号、令和 5 年度飯南町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 64 号、令和 5 年度飯南町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第 65 号、令和 5 年度飯南町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 7 番、景山登美男議員。

○7 番（景山 登美男） 7 番。

第 4 条の方ですけれども、建設改良費として宇山浄水場の渇水対策、それから赤名地区の石綿管更新という 2 つの事業が予定されておりますが、石綿管更新はその言葉のとおりよくわかりますけれども、宇山の渇水対策ということで、この委託料が出てるということは、渇水対策という、どういふか、そういうあれじゃなくて、具体的にどういふこと

を委託するかということが決まってるかと思えますけども、いかがでしょうか。

○議長（早樋 徹雄） 7番、景山議員の質疑に対する答弁を求めます。

○建設課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原建設課総括監。

○建設課総括監（藤原 一也） 番外。

湧水対策として具体的な計画、内容ですけども、頓原浄水場から宇山浄水場への排水を行って、宇山浄水場の湧水の対策を行う設計業務を計画しております。以上です。

○議長（早樋 徹雄） よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第66号、令和5年度飯南町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

日程第9 委員会付託

○議長（早樋 徹雄） 日程第9、委員会付託を行います。

お諮りいたします。

本会議に提案された議案について、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれの委員会に付託したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

それでは、付託議案と付託する委員会名を申し上げます。

総務厚生常任委員会は、議案第59号、議案第62号、議案第63号、議案第64号、以上4議案。教育経済常任委員会は、議案第60号、議案第65号、議案第66号、以上3議案。予算特別委員会は、承認第7号、議案第61号、以上1議案。以上のとおり付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、以上のとおり付託することに決定しました。これで、委員会付託を終わります。

お諮りいたします。

以上で、本日の議事日程を終了し、本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれをもって散会いたします。

なお、6日、7日は休会とし、本会議の再開は8日、午前9時といたします。

一般質問をされる方は、本日午後5時までに通告書の提出をお願いします。一般質問をされない方は、その旨ご報告をお願いいたします。

ご苦勞様でございました。

午前 11 時 25 分散会
